

地方版政労使会議の状況について

令和5年度における地方版政労使会議の開催状況①

令和5年度の地方版政労使会議は、「賃金引上げ」に向けた取組等を主たるテーマとし、全ての都道府県で開催。

令和5年度の地方版政労使会議の主たるテーマ

これまで主たるテーマは、働き方改革に関するものを中心に、地域の実情に応じて構成員で協議を行い決定してきたところ。

昨年12月に、以下を主たるテーマに追加するよう構成員と協議することを都道府県労働局に対して指示。

- ① **「賃金引上げ」に向けた取組**
- ② **「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりに
向けた取組**

主な構成員

使用者団体・労働組合、都道府県、金融機関、国の地方支分部局
(都道府県労働局、経済産業局等) 等

- (※) **地方版政労使会議**とは、働き方改革等の課題を、
地域で地方公共団体や労使を交えて話し合う場として、
平成27年から**全都道府県に設置**した会議。
(平成30年以降は労働施策総合推進法第10条の3が根拠)
事務局は都道府県労働局が中心。

令和5年度の開催状況

本年3月末までに、**全ての都道府県で開催**。

12月21日	東京	2月8日	埼玉	2月29日	山形
1月19日	千葉	2月13日	島根	2月29日	熊本
1月19日	徳島	2月14日	宮城	2月29日	大分
1月23日	福井	2月15日	奈良	3月1日	秋田
1月30日	兵庫	2月16日	新潟	3月4日	愛媛
1月30日	岡山	2月16日	滋賀	3月6日	神奈川
1月31日	山梨	2月19日	京都	3月6日	岐阜
1月31日	鳥取	2月19日	高知	3月7日	栃木
2月1日	愛知	2月19日	鹿児島	3月7日	茨城
2月1日	和歌山	2月20日	三重	3月12日	宮崎
2月2日	大阪	2月26日	青森	3月18日	長野
2月5日	福島	2月27日	富山	3月18日	山口
2月7日	北海道	2月27日	石川	3月25日	沖縄
2月7日	岩手	2月27日	香川	3月27日	長崎
2月7日	広島	2月28日	静岡	3月28日	佐賀
2月8日	群馬	2月28日	福岡		

令和5年度における地方版政労使会議の開催状況②

原則対面により、概ね半数の会議で各構成員のトップクラスが出席して開催され、厚生労働副大臣も11か所に出席。
「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を周知。

開催形態

原則として、**対面で開催**。

なお、指示直前に対面開催がなされていたこと等の理由により、
例外的に、持ち回り形式・書面形式での開催が各2か所あり。

周知した施策

- ① 賃上げ継続の支援や構造的賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進についての施策
- ② 「年収の壁・支援強化パッケージ」
- ③ 「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」
- ④ その他
 - ・自治体の独自施策
 - ・経済産業省の賃上げ支援策
(賃上げ促進税制、カタログ型補助金、
中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブックなど)

政務の出席

地方版政労使会議の対応は都道府県労働局が行っているが、
今回は本省より**宮崎厚生労働副大臣が出席**。

主な構成員の令和5年度の出席者

【都道府県】

知事 24か所、副知事 5か所、部長等 17か所

【都道府県経営者協会等】

会長 23か所、副会長 1か所、専務理事等 22か所

【都道府県商工会議所連合会】

会長・会頭 19か所、副会長・副会頭 2か所、専務理事等 23か所

【都道府県商工会連合会】

会長 18か所、副会長 2か所、専務理事等 25か所

【都道府県中小企業団体中央会】

会長 19か所、副会長 5か所、専務理事等 19か所

【日本労働組合総連合会地方連合会】

会長 35か所、会長代行 1か所、事務局長等 11か所

北海道・青森・宮城・埼玉・新潟・大阪・山口・愛媛・大分・
鹿児島・沖縄の**11か所**へ出席。

令和5年度における地方版政労使会議の開催状況③

令和5年度における地方版政労使会議のフォローアップ

労使団体等から示された課題

- ① 既存会議の延長ではなく、
政労使トップが参画し賃上げへの取組等について
活発な意見交換をする場として打ち出すこと。
機運醸成のために広報上の名称を統一すること。
- ② 開催は**対面**とし、
時期は春季労使交渉本格化前の1～2月とすべき。
- ③ 会議開催の日程調整時間が不十分だった。
- ④ 引き続き、価格転嫁や生産性向上への取組
についても議論すること。
- ⑤ 施策説明が長いなど、活発な意見交換が行えず。
- ⑥ 資料や議題等は全国共通のものとすべき。

課題への対応

- ① トップの出席を要請するとともに、賃上げへの取組を始めとした
地方における重要な課題を意見交換する場としての「政労使会議」
を開催することの趣旨を徹底。機運醸成のため、名称も統一。
※ 都道府県知事に対し、総務省と協力して出席を要請
※ 広報上の名称を「地方版政労使会議」として統一
- ② 開催は**対面**とし、時期は1～2月を中心に集中的に実施
- ③ トップの予定確保のため、
労働局への開催の基本的指示を12月から大幅に前倒して発出。
- ④ 価格転嫁や生産性向上への取組についても意見交換できるよう
必要な説明等を実施。
※ 議論に当たって、行政側がデータ・事例等を紹介
- ⑤ 活発な意見交換のために会議の運用を工夫。
・ 施策説明は最小限、構成員の発言時間を十分確保して意見交換を活発化
・ 構成員や公開の範囲を限定した時間を確保するなどにより、
特に労使が意見交換しやすい場を確保等
- ⑥ 労働局が提出する基本的資料を統一。
その内容を自由闊達な議論を促すものとするよう工夫。